

賃貸借契約書（長期継続契約）（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、次の条項により車両リース車（以下「リース車」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が自己所有のリース車を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和6年12月1日から令和11年11月30日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約対象リース車及び保管場所）

第3条 契約対象リース車及び保管場所は、次のとおりとする。

（1）リース車及び数量

マイクロバス 1台（別紙仕様書及び仕様詳細表のとおり）

（2）保管場所

奈良市都祁白石町1026番地の1

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円）とする。（別紙参照のこと）

（契約期間全体の執行予定額は、金 円）

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに前月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

(リース車の搬入出等)

第7条 リース車納入時に要する費用及びこの契約の終了に伴うリース車引き取り時に要する費用は、受注者の負担とする。

(他の機械器具の取り付け、リース車の改造)

第8条 発注者は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面による受注者の同意を必要とする。

(1) リース車に他の機械器具を取り付ける場合

(2) リース車にステッカー等を貼り付ける場合

(3) リース車を改造する場合

(立入権)

第9条 受注者は、リース車の保安全管理のためリース車の駐車場所に立入ることができる。

この場合、受注者は社員証等を必ず呈示し、発注者の定める管理規制に基づいて入退場するものとする。

(調査等)

第10条 発注者は、この契約に基づくリース車の操作方法の指導及び保守について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

(リース車の所有権)

第11条 リース車の所有権は、受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 発注者は、リース車が受注者の所有であることを示す表示等を損傷する等、リース車の現状を変更するような行為をしてはならない。

3 受注者は、発注者が故意又は過失によってリース車をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第13条の動産総合保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(リース車の返還)

第13条 第2条、第16条又は第17条までの規定によりこの契約が終了した場合は、発

注者は、リース車を速やかに受注者に返還しなければならない。

2 前項の引き取りに際して、発注者は取り付けた他の機械器具を取りはずす等、リース車を引き渡し当時の原状に復するものとする。

3 受注者が前項の引き取りをするときには、発注者はその作業が円滑に遂行されるよう協力する。

(保険)

第14条 受注者は、リース車に受注者の費用で自動車保険を付するものとする。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、この契約の履行において知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、その業務の従事者(従事していた者を含む。)に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第16条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、リース車の適正な設置その他この契約による債務を履行しないとき。

(2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 64 条第 1 項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 49 条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 62 条第 1 項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 2 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第 2 号から第 6 号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は機器、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - (10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
 - (11) この契約による債務の履行が不能である（ことが明らかに認められる）とき。
 - (12) この契約による債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - (13) この契約による債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に示した場合又はこの契約による債務の履行の一部が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (14) 特定の日時又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に履行しないとき。
 - (15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかなきとき。
- 2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。
 - (1) この契約による債務の一部の履行不能である（ことが明らかに認められる）とき。
 - (2) この契約による債務の一部を履行することを拒絶する意思を明確に示したとき。
 - 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
 - 4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
 - 5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。
 - 6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。
 - (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 第 16 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号若しくは第 2 項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 20 条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 21 条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前条の規定による契約の解除をすることができない。

（予算の減額等による契約の変更等）

第 22 条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があつたときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 23 条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川元庸

受注者

別 紙

(賃貸借料)

第4条 この契約に係る各年度の賃貸借料は、次のとおりとする。

(1) 令和6年度	年 額 金	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円)	
(2) 令和7年度	年 額 金	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円)	
(3) 令和8年度	年 額 金	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円)	
(4) 令和9年度	年 額 金	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円)	
(5) 令和10年度	年 額 金	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円)	
(6) 令和11年度 (4月から11月まで)	年 額 金	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額	円)	

(契約期間全体の執行予定額 金 円)